

静岡県監査委員告示第10号

静岡県職員措置請求（公有水面埋立法に基づく措置に関する住民監査請求）の監査結果（平成29年1月17日静岡県監査委員告示第1号）に付された意見に基づいて改善措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年4月11日

静岡県監査委員 青木 清高
静岡県監査委員 城塚 浩
静岡県監査委員 鈴木 利幸
静岡県監査委員 落合 慎悟

意見を付した監査対象機関	監査結果通知年月日
交通基盤部 港湾局港湾企画課	平成29年1月4日
<p>【意見の内容】</p> <p>公有水面の適切な管理</p> <p>公有水面の管理に当たっては、埋立法違反等が疑われる行為を早期に発見、調査し、適切な対策を講ずることが重要であるので、県にあっては日頃から海岸、漁港、港湾等の管理者や地元市町と連絡、連携を緊密にし、違反行為の発生防止等に努めることが求められる。</p> <p>本件区域のうち608区域について、県は平成24年3月に埋立法違反を確認し、原状回復の指示書を、同年5月及び7月には警告書をそれぞれ発出する等の行政指導を行い、埋立法に基づき必要な対応をしてきたことは認めることはできる。しかしながら、その後の対応については必ずしも十分とは言い難く、現時点においても埋立法違反の状態が継続していることは看過できない状況であるので、同区域の利用者や漁港管理者等の関係機関と協議を重ねて、解決に向けて一層の努力をされたい。</p> <p>また、220区域についても、同区域の利用者や漁港管理者等の関係機関と連携し、可能な限り事実関係を把握することに努め、解決策を検討されたい。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>住民監査請求の監査結果（意見）を受けて、本件区域を一度に全ての問題を解決するのは、過去の経緯から困難であることを踏まえ、再度、関係機関と相談や協議を行いながら、課題の洗い出し、解決策の検討を丁寧に行い、解決可能な区域から順番に、解決していくこととしました。</p> <p>まず、県として、国有財産の所管や財産管理の手続きを確認するため、平成29年2月7日に、東海財務局静岡財務事務所沼津出張所と協議を行いました。</p> <p>また、現地の状況を確認するため、漁港管理者である西伊豆町に平成29年2月20日に、意見聴取をするとともに、静岡地方法務局下田支局に確認をしたところであります。</p> <p>今後は、漁港区域内の国有地を所管している農林水産省と公有水面埋立法を所管している国土交通省と再度協議を行っていくこととしております。</p>	

それらの結果を踏まえて、漁港管理者である西伊豆町等と本件区域の解決策を再協議し、法令に基づいた解決を図ってまいります。